

市民相談のご案内

女性悩みごと相談

相談内容 自分自身の生き方、夫婦関係、家族関係、DV など女性特有の悩みごと

日時 毎月第1水曜日・第3水曜日・第5水曜日 午後1時30分～4時30分（1回60分以内）

相談員 女性カウンセラー

定員 3人（実施日の1か月前からの予約制）

※毎月第2水曜日・第4水曜日の午前9時から午後1時までは、福生市役所で相談が受けられます。福生市役所（予約先）☎ 551-1529

市民相談室（市役所1階）では、行政への意見、提案、苦情などを随時受け付けているほか、皆さんの生活に関する各種専門相談を行っています。

相談内容などの秘密は守られます。どうぞ気軽に利用してください。

※毎月の相談日の日時は、毎月の広報はむら1日号に掲載します。

※日程は、祝日などにより前後することがあります。

申込み・問合せ 広報広聴課市民相談係☎ 199

法律相談

相談内容 相続、離婚、金銭貸借、借地・借家など法律上の民事全般

日時 毎月第1水曜日・第2金曜日・第4土曜日 午後1時30分～5時（土曜日は午前9時30分～午後1時）（1回30分以内）

相談員 弁護士

定員 7人（実施日の1か月前からの予約制）

※年度内に、1人2回までです。

登記相談

相談内容 不動産の登記、土地の境界争議など

日時 偶数月第3火曜日 午後1時30分～4時30分（1回30分以内）

相談員 司法書士・土地家屋調査士

定員 6人（実施日の1か月前からの予約制）

税務相談

相談内容 所得税、相続税、贈与税などの税務全般

日時 毎月第1火曜日 午後1時30分～4時30分（1回30分以内）

相談員 税理士

定員 6人（予約制）

交通事故相談

相談内容 交通事故の賠償、示談、保険金の請求方法など

日時 毎月第1木曜日 午後1時30分～4時（1回50分以内）

相談員 弁護士

定員 3人（予約制）

住宅建築なんでも相談

相談内容 住宅のバリアフリー化、リフォーム、修繕、新築など建築に関すること

日時 奇数月第3水曜日 午後1時30分～4時30分（1回30分以内）

相談員 羽村市商工会所属の建設業部会員

定員 6人（予約制）

行政・人権身の上相談

相談内容 国や特殊法人などの仕事についての要望・苦情、人権侵害、身の上相談、近隣関係の悩みごとなど

日時 毎月第3木曜日 午後1時30分～4時30分（1回60分以内）

相談員 行政相談委員・人権擁護委員

定員 3人（先着順）

相続・遺言等暮らしの手続相談

相談内容 相続の手続や遺産分割協議書、遺言書の作成など

日時 奇数月第2水曜日 午後1時30分～4時30分（1回30分以内）

相談員 行政書士

定員 6人（実施日の1か月前からの予約制）

外国籍市民生活相談（スペイン語・ハングル）

相談内容 外国籍市民を対象とした生活情報相談

日時 毎月第2金曜日・第4金曜日 午後1時30分～3時30分（1回40分以内）

※相談日により、対象言語が異なります。問い合わせてください。

相談員 通訳相談員・日本人相談員
定員 3人（予約制）

一般相談

相談内容 日常生活上の相談および市政への苦情、要望ならびに提案など

日時 月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時

相談員 市民相談担当職員

健康のことなら！

健康なんでも相談

健診結果の見方や生活習慣病の予防などについて、保健センターの保健師・管理栄養士が個別に相談に応じます。

「健診でこういう結果が出たけれど、実際の生活ではどうしたらいいの？」「毎日の食事を見直したいんだけど…」など、病院にかかるほどではないけれど、きちんと聞いてみたい！という悩みはありませんか？

体のこと、食事のこと、こころのことなど、健康に関する相談なら何でも受け付けます。予約は必要ありません。気軽にお越しください。

日時 毎月第2・4木曜日午後1時30分～3時

会場 保健センター

問合せ 保健センター ☎555-1111 ⑥ 624

※保健センターでは、毎月第3木曜日に「育児相談」として、お子さんの身長・体重測定や、子育ての心配事などについての相談も受け付けています。

体やこころ

のことで聞いて

みたいこと

があれば、なんでも相談してください。ゆつくり、じっくり話す中で悩みや疑問を解消していきましょう！



保健師 明智恵子

総合相談

18歳までのお子さんと家庭に関するあらゆる相談を受け付けます。

◆市役所2階子ども家庭支援センター

☎578-2882

相談日時 月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分

～午後5時

「子どものこころ」「ちやこつと相談（各児童館）」

臨床心理士が、お子さんの発達のこと、情緒的なことなどの相談に応じます。

※実施日は毎月1日号の広報はむら「相談日ほか」のページや市公式サイトでお知らせしています。

そのほかの子育て相談（いずれも午前9時～正午）

生活習慣や子育て全般に関する質問に応じます。

◆中央児童館 ☎554-4552（火・木・土曜日）

◆西児童館 ☎554-7578（月・水・金曜日）

◆東児童館 ☎570-7751（火・木・日曜日）

◆しらうめ保育園 ☎555-11019

相談日時 月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分

～午後5時

※ほかの私立保育園などでも相談に応じています。

ひとり親・女性生活相談

ひとり親家庭の生活全般や女性が抱えている悩みについて面談・電話で相談をお受けします。

◆市役所2階子育て支援課 ☎555-1111 ③ 239

相談日時 月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分

～午後5時

子育て中のあなたを

サポート！

子育て相談

いつまでもいきいき暮らそう

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢の方のための総合相談窓口です。

「介護サービスを利用したいけれど、サービスの内容や手続きがわからない」「高齢で生活や健康に不安があるけれど、どこに相談したらいいの？」など、高齢の方の暮らしにまつわるさまざまな相談を受け付けています。ぜひ、気軽に問い合わせてください。

羽村市地域包括支援センター

☎555-1111 ④ 197

市役所1階高齢福祉介護課内

担当地区 小作台三～五丁目、羽加美、羽西、羽中、

羽東、川崎、玉川、羽

羽村市地域包括支援センターあさひ

☎555-8815

羽村市富士見平1～3エムマンション1階A号室

担当地区 小作台一・二丁目、栄町、緑ヶ丘、神明台、

富士見平、五ノ神、双葉町、羽（武蔵野）、川崎

（武蔵野）

相談日時 いずれも、

月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分

～午後5時



▲市役所内の地域包括支援センター